

リ候ハシ程ハ、皇居ヲ南山ニ移シ進ラスベシトノ勅定村上後ニテ候ト被奏略○中良暫有テ新院光  
 明御涙ヲオサヘテ仰ラレケルハ、天下亂ニ向フ後、僅ニ帝位ヲ踐トイヘドモ、叡慮ヨリ起リタル  
 事ニ非レバ、一事モ世ノ政ヲ御心ニ任セズ、北辰光消テ、中夏道闇キ時ナレバ、共ニ椿嶺ノ陰ニモ  
 寄、遠ク花山ノ跡ヲモ追バヤトコソ思召ツレドモ、其モ叶ハヌ折節ノウサ、豈叡察ナカラシヤ、今  
 天運圖ニ膺、萬人望ヲ達スル時至レリ、乾臨枉テ恩免ヲ蒙ラバ、速ニ釋門ノ徒ト成テ、邊鄙ニ幽居  
 フ占ント思フ、此一事具ニ奏達有ベシト仰出サレケレドモ、顯能再往ノ勅答ニ及バズ、  
 〔椿葉記〕此日○觀應二年十月廿八日光明院にはかに御玄ゆつけあり、御ほつゑんどきこゆ、  
 〔皇胤紹運錄〕光明院 貞和四、十、廿七禪位、○中觀應二、十二、廿八俄御落飾、○三十法諱眞常惠、御戒師  
 泉涌寺了寂上人、

○按ズルニ、皇代略記光明院條ノ頭書ニ、法諱眞常惠、後改眞惠ト見エ、又一本皇胤紹運錄ニモ、  
 後去常字ト見エタリ、

〔椿葉記〕城南の離宮には、閑素として歲月を送りましますほどに、明德三年十一月卅日、上皇は崇  
 光 法皇にならせ給、御戒師は常光國師○鹿苑なり、法親王にこそ御受戒あるべけれど、幽閑の  
 院中さたに及ばず、さりながら禪律の御戒師、先例なきにもあらず、

〔皇年代略記〕崇光明德三年十一月晦日、於伏見殿御出家、五十九、法諱勝圓心、先年無極和尙定  
 〔皇胤紹運錄〕熙成王法名金剛心、中略、後龜山院、

〔椿葉記〕三月廿四日、○永享三年院○後は法皇にならせたまふ、御戒師御室一品親王○承なり、今はい  
 そぢに餘らせたまへば、寶算も猶長久ならん爲には、めでたき御事なるべし、

〔建内記〕永享三年三月七日辛未、早且向廣橋、依招引也、勸修寺中納言參會、亭主黃門相談云、仙洞後  
 小御落飾事、昨日自室町殿、○足利御返事無相違也、如此度々被仰下候上者、難被留申、○此年之勅定也、○及數